

いつでも SHIZGAS 「すぐいくね」 会員規約

第1章 総則

第1条（目的）

「いつでも SHIZGAS 『すぐいくね』 会員規約（以下「本規約」）は、静岡ガス株式会社（以下、「当社」）が運営する「いつでも SHIZGAS 『すぐいくね』」（以下、「本サービス」）の利用に関して当社が定めるものです。

第2条（定義）

次の各号に定める用語は、本規約においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

- (1) 「会員」とは、当社が指定する方法にて本サービスの申し込みを行い、当社がこれを承諾し、当社所定の手続きを完了した方をいいます。
- (2) 「サービス対象物件」とは、会員が、本サービスの提供を受ける場所の住宅をいいます。

第3条（適用）

本規約は、当社が提供する本サービスを当社会員が利用する際に適用されます。

第4条（会員資格およびサービス対象物件）

1. 会員として本サービスを利用できる方は、以下の(1)もしくは(2)のいずれかの条件および(3)を満たす方に限ります。
 - (1) 当社とガス使用契約を締結していること。
 - (2) 別紙 1 に定める当社の指定する会社とガス使用契約を締結し、かつ静岡ガス＆パワー株式会社と電気使用契約を締結していること。
 - (3) ガス料金および電気料金の支払い方法が、「預金口座振替」または「クレジットカード払い」であること。
2. 会員は、会員たる地位、資格を第三者に譲渡、貸与、担保提供等することはできません。
3. サービス対象物件は、会員が申込書に記載した所在地の住居のみの目的に使用する専用住宅とします。事務所、飲食店等の店舗、学校、病院等の業務用の建物はサービス対象外とします。
4. 本サービスの利用に関しては、会員および会員の二親等以内の同居の親族が本サービスの利用者（以下「利用者」）となることができるものとします。

第 5 条（業務委託）

当社は、本サービスをジャパンベストレスキューシステム株式会社（以下、「当社委託先」）に委託（それ以降の再委託も含みます。）するものとし、会員は予めこれを承諾するものといたします。

第 6 条（サービス利用料金）

1. 本サービスの利用料金は、課金対象となる会員一人あたり月額 330 円（消費税等相当額を含む）とします。
2. 本サービスの利用料金は、ガス料金もしくは静岡ガス＆パワー株式会社の電気料金のいずれかの支払うべき料金と合算して請求するものとし、本サービスの利用料金のみの支払いは、一部を除き、できないものとします。
3. 当社は、会員に対し、受領済みの本サービスの利用料金の返還義務を負わないものとします。
4. 当社は、本サービス利用契約の終了日が暦月の中途であっても、当該暦月にかかる利用料金について日割り計算を行わないものとします。
5. 本サービスの利用料金は、経済環境の著しい変化等合理的な理由により、変更する場合があります。その場合は、当社のホームページにて公開いたします。
6. 本サービスの利用料金の収納は、当社又は別紙 1 に定める当社の指定する会社が代行して行います。

第 7 条（利用開始）

1. 本サービスの利用開始日について、毎月 20 日までに第 4 条で定める会員資格を満たし、かつ申し込みいただいた方は、翌月 1 日からのサービス開始となります。
2. 当社は、ガス料金等、当社、別紙 1 に定める当社の指定する会社、静岡ガス＆パワー株式会社のいずれかの支払うべき料金について、支払期限日を過ぎてもお支払いがない、またはお支払いがなかった場合、契約の申し込みを承諾しないことがあります。

第 8 条（住所の変更）

会員は、住所等が変更になった場合、当社に必ず通知するものとします。通知を怠ったことにより生じたトラブルは、すべて会員の責任と負担により解決するものとします。

第 9 条（内容の変更・中止）

1. 当社は、本サービスを予告なく変更できるものとし、その内容は当社のホームページにて公開します。
2. 会員は、本サービスに関し、担当者の作業状況、天候、交通事情等やむを得ない事情

により、出動が遅れ、または出動が不可能な場合があることを予め承します。

3. 当社は、経済情勢の変動、本規約の違反もしくは当社委託先の事由等によりサービス提供が困難となる事情が発生した場合には、会員の承諾または会員への事前通告なくサービスの提供の全部ないしは一部を中止・変更できるものとします。

第 10 条（規約の変更）

当社は、本サービスの運営上必要と判断した場合、会員の了承を得ることなく、この規約を変更することができます。この場合、本サービスの利用条件は、変更後の利用規約に従うことを契約者は予め承諾していただきます。その内容は当社のホームページにて公開します。

第 11 条（会員資格の喪失）

1. 会員は、本サービスの契約を解約する場合は、当社所定の方法でその旨を申し込むことにより、本サービスの契約を解約することができます。この場合、当社が会員からの申し込みを承諾した日をもって、本サービスの利用契約の解約日とします。
2. 会員は、以下の(1)から(3)の場合、同時に本サービスの利用契約が解約されることを予め承諾するものとします。
 - (1) 当社もしくは別紙 1 に定める当社の指定する会社のガス料金の支払期限日が過ぎてもお支払いがなく、当社もしくは別紙 1 に定める当社の指定する会社によって、ガスの供給を停止した場合
 - (2) 静岡ガス＆パワー株式会社の電気料金の支払期限日が過ぎてもお支払いがなく、静岡ガス＆パワー株式会社によって電気の契約が解約された場合
 - (3) 当社もしくは別紙 1 に定める当社の指定する会社のガスを一時的に閉栓する場合
3. 会員は、以下の(1)から(2)の場合、当該解約日をもって、自動的に本サービスの利用契約が解約されることを予め承諾するものとします。
 - (1) 当社のガスの契約を解約する場合
 - (2) 別紙 1 に定める当社の指定する会社のガスおよび静岡ガス＆パワー株式会社の電気を使用されている会員が、ガスもしくは電気、またはその両方の契約を解約する場合
4. 当社は、会員として不適当と判断した場合には、何らかの通知、催告を要せずして会員資格を喪失することができるものとします。

第 12 条（会員の遵守事項）

会員は、本サービスの利用にあたり、次の各号に定める事項を遵守するものといたします。

- (1) 利用規約等により提示された事項を遵守すること。
- (2) 本サービスを利用資格のない第三者に提供しないこと。
- (3) 本サービスを営業行為等、他の目的に使用しないこと。
- (4) 本サービスの秩序を乱す行為をしないこと。
- (5) 法令に反し、または違反のおそれのある行為あるいは、本サービスの円滑な運営に支障をきたすような行為をしないこと。

第 13 条（損害賠償）

会員および利用者が本規約等に反した行為、または不正もしくは違法な行為によって当社および当社委託先に損害を与えた場合、当社および当社委託先は会員および利用者に対して当該損害賠償請求を行うことができるものとします。

第 14 条（個人情報）

- 1. 当社は、本契約において知り得た会員の個人情報について、以下のとおり取り扱いいたします。
 - (1) 個人情報保護法等の法令その他ガイドラインを遵守し、かつ善良なる管理者の注意をもって管理する。
 - (2) 当社が定めるプライバシーポリシー等に掲げる目的で目的達成に必要な範囲で利用する。
- 2. 当社は、会員から書面によって個人情報を取得する場合には、個人情報保護法等の定めに従い、予めその利用目的を明示します。
- 3. 当社は、本サービスの提供に必要な範囲内で会員の個人情報を当社委託先に提供します。
- 4. 当社および当社委託先は、本契約期間中はもとより契約終了後といえども、利用者の個人情報について、相手方および利用者の事前の承諾を得ずに第三者（当社委託先の再委託先を除く。）に開示または提供をいたしません。ただし、裁判所等の公的機関から照会があった場合その他法令（金融商品取引所規則を含む）の定めによる場合は、相手方に事前または事後に通知することにより、必要最低限の範囲で利用者の個人情報を開示することができます。
- 5. 当社および当社委託先は自らの従業員等に対し、前 4 項の義務を遵守させるよう、必要かつ適切な監督を行います。

第 15 条（反社会的勢力の排除）

会員は、自らが、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロ または特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、これらをまとめて「反社会的勢力」という。）に

該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、また将来にわたっても該当しないことを表明し、保証するものとします。

- (1) 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること
- (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- (3) 自己または第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
- (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること

第 16 条（規約外事項）

本規約に定めのない事項について疑義を生じたときは、当社および会員にて協議の上、誠実にこれを解決するものとする。

第2章 出動サービス

第17条（優先適用）

本規約第1章総則にて定めた内容と、第2章出動サービスで定めている内容に矛盾が生じた場合、出動サービスに係わる部分に限り第1章総則より優先して適用するものといたします。

第18条（免責）

当社および当社委託先は本サービスの利用により発生した会員または第三者に生じた損害(他者との間で生じたトラブルに起因する損害を含みます。) および本サービスを利用できなかつたことにより発生した会員または第三者に生じた損害に対し、当社または当社委託先が損賠賠償を負う場合であっても、故意および重大な過失がない限り、通常かつ直接の損害(1ヶ月の会費である330円を上限とします) に限り損害賠償義務を負うものとします。

第19条（サービス提供の停止）

当社は、以下に掲げるやむを得ない事由、また現場の状況によっては本サービスの提供をお断りする場合があります。

- (1) 本規約第4条に規定する利用者および第22条2項に定める者以外からの依頼によるものと判明した場合
- (2) 天災地変等の災害に起因する依頼の場合
- (3) 運転免許証等の顔写真付公的身分証明書の提示のない場合。また、顔写真付公的身分証明書の提示があっても、当該身分証明書上の住所、氏名が当社に届出のある住所、氏名と異なっていた場合
- (4) 依頼を受けた物件が会員の物件とは異なる場合
- (5) 利用者の立会いがない場合（ただし、利用者本人以外が立ち会うときは当社の定める手続きによる本人の確認、承諾が必要です。）
- (6) 不正な行為があった場合または不正な行為を行うおそれがある場合
- (7) 利用者が本サービスを本規約外の目的で利用しようとした場合
- (8) 本サービス利用時において、当社または当社委託先に対して、電話を長時間掛け続ける、必要以上に頻繁に掛ける等の行為を行い、当社および当社委託先の業務を妨害または業務に支障を与えるおそれが生じた場合
- (9) 利用者の対応、態度、行動等から判断し、当社が適正に本サービスを提供することが困難であると判断した場合
- (10) 本サービスを行う際に、当社または当社委託先の社員および第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を侵害するおそれがあると判断した場合

(11) 本規約等に反し、本サービスの提供を全部または一部停止された場合

(12) その他当社が利用者として相応しくないと判断するに至る正当な理由がある場合

第20条（サービスのキャンセル）

本サービスについて、お客様都合のキャンセルは、料金が発生する可能性があります。

第21条（本サービスの内容）

当社（以下、当社委託先を含みます。本章において、以下同様とします。）は、本サービスの利用者に以下のサービスを提供いたします。

- ①駆けつけサービス
- ②お助けサービス
- ③電話相談サービス

第22条（駆けつけサービスの内容）

1. 当社は、利用者に対して、緊急性を有する場合に、サービス対象物件における以下のサポートを利用者の求めに応じ、行います。
 - ① カギのトラブルサポート
 - ② 水まわりのトラブルサポート
 - ③ ガラスのトラブルサポート
 - ④ 電気のトラブルサポート
 - ⑤ 在宅確認サポート
2. 前項⑤の在宅確認サポートは、会員の二親等以内の非同居の親族からの依頼も承ることができるものとします。

第23条（カギのトラブルサポートにおける免責事項）

1. カギのトラブルサポートに関して、第19条に定めるほか以下の事項に該当する場合、サービスの提供をお断りする場合があります。
 - (1) 車等の開錠作業を行う場合に、車検証の提示が無い場合
 - (2) 賃貸物件、分譲物件において、家主、管理会社等に確認が取れない場合
 - (3) 集合住宅のエントランス等共有部分の作業
 - (4) 特殊なカギの形状の場合（外国産ウエーブキー等も含む）
 - (5) 登録住所敷地外に駐車している車やバイク等の開錠
 - (6) 合鍵の作成
 - (7) 業務用金庫の開錠作業
 - (8) 電気錠取付工事等
2. カギのトラブルサポートに関して、当社が利用者の運転免許証等の身分証明書を確認し、利用者の名義と一致することを確認した上で開錠作業を行った場合、開錠作業を

したことで発生した契約者、居住者または第三者との間で生じたトラブルについて
は、すべて利用者で解決するものとします。

第24条（水まわりのトラブルサポートにおける免責事項）

水まわりのトラブルサポートに関して、第19条に定めるほか以下の事項に該当する場合、サービスの提供をお断りする場合があります。

- (1) 高圧洗浄などの特殊作業が必要な配管詰まり
- (2) 貯水槽等、集合住宅の共有部分にあたる箇所のトラブル
- (3) ガス給湯器のガス部分、シャワートイレの電気系統等の対応不能部分

第25条（ガラスのトラブルサポートにおける免責事項）

ガラスのトラブルサポートに関して、第19条に定めるほか以下の事項に該当する場合、サービスの提供をお断りする場合があります。

- (1) ガラスを外すことが出来ない箇所や商品
- (2) ガラス撤去のみの作業
- (3) お手持ちのガラス加工や移設

第26条（電気のトラブルサポート提供範囲）

電気のトラブルサポートにおけるサービス提供範囲は、利用者の専有部分における電気設備巡回目視等当社が定める電気機器（室内照明、コンセント、エアコン、ブレーカー）への対応業務に限ります。

第27条（在宅確認サポートにおける免責事項）

在宅確認サポートに関して、第19条に定めるほか以下の事項に該当する場合、サービスの提供をお断りいたします。

- (1) 玄関の開錠を希望する場合
- (2) 玄関前の対応以外の対応を希望する場合
- (3) 二親等以内の親族以外からの依頼
- (4) 在宅確認情報登録先の居住者若しくはその代理人より在宅確認サービス停止の要請があった場合
- (5) 在宅確認サポート本来の目的から逸脱した利用方法や、定期的又は定常的な在宅確認を要望される等、利用頻度が著しく多いと当社が判断した場合

第28条（駆けつけサービスの利用料金）

駆けつけサービスの利用にあたり、基本出張料金、一般作業料金は無料となります。ただし、部品代および特殊作業料金はサービス利用者の負担となります。なお、在宅確認サ

ポートの上記料金の適用は毎月1回に限ります。

第29条（お助けサービスの内容）

当社は、利用者に対して、ハウスクリーニングサービス・家事代行サービスおよび通信機器サポートを利用者の求めに応じ、行います。

第30条（ハウスクリーニングサービス・家事代行サービスにおける免責事項）

ハウスクリーニングサービス、家事代行サービスに関して、第19条に定めるほか以下の事項に該当する場合、サービスの提供をお断りする場合があります。

- (1) 当社業務提携先の規約に反する場合
- (2) ハウスクリーニングサービス、家事代行サービスとは異なるサービスの依頼

第31条（ハウスクリーニングサービス・家事代行サービスの利用料金）

1. ハウスクリーニングサービス・家事代行サービスの利用料金は、サービス利用者であること、業務提携先の規約を遵守することを条件に、以下のとおりとします。
 - (1) ハウスクリーニングサービスは、優待価格でご提供します。
 - (2) 家事代行サービスは、業務提携先の業者が提示する料金より30%割引となります。
2. ハウスクリーニング・家事代行サービスとともに、上記料金の適用はそれぞれ毎月4回に限ります。

第32条（通信機器サポートの提供内容）

当社は、利用者に対して、パソコン修理・設定・トラブルサポート、タブレット設定・トラブルサポート、スマートフォン設定・トラブルサポート（以下、総称して「通信機器サポート」といいます）を利用者の求めに応じ、行います。

第33条（通信機器サポートの利用料金）

通信機器サービスの利用料金は、サービス利用者であること、業務提携先の規約を遵守することを条件に、毎月4回に限り、業務提携先の業者が提示する料金より20%の割引となります。

第34条（電話相談サービスの内容）

当社は、利用者の様々なトラブルに関して、必要な手続きの案内や専門家、行政機関、消費者保護団体等の紹介等、利用者の求めに応じ、情報の提供を行うことで、利用者のトラブル解決のサポートを行います。

第35条（電話相談サービスにおける免責事項）

1. 電気、ガス・給湯器、PC、健康相談のトラブル相談サービスおよび近隣情報のご案内（以下、総称して「電話相談サービス」）に関して、以下の事項に該当する場合、サービス提供をお断りする場合があります。
 - (1) 個人の思想・信仰等精神的な価値観に関係する事項
 - (2) 法令や社会通念に反する事項
 - (3) その他、情報提供が著しく困難と認められる事項
2. 電話相談サービスに関して、自らの責任において利用を行うものとし、利用者の判断およびそれによりもたらされる全ての結果について、利用者自身で責任を負うものとします。
3. 当社が故意または重大な過失によって会員・居住者または第三者に損害を与えた場合、当社が行った範囲に限り損害賠償責任を負うものとします。

第36条（電話相談サービスの利用料金）

電話相談サービスの利用料金は、30分まで無料となります。

沿革

平成 28 年 10 月 1 日 制 定
2021 年 1 月 7 日 改 定
2021 年 5 月 20 日 改 定
2022 年 1 月 6 日 改 定
2023 年 2 月 21 日 改 定
2025 年 6 月 1 日 改 定

別紙 1

1 当社の指定する会社

当社の指定する会社とは以下の事業者をいいます。

- ・静岡ガスエネルギー株式会社
- ・島田ガス株式会社
- ・中遠ガス株式会社